

若者支援アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は若者支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「アドバイザー」とは、市の推進する若者支援施策に関連して学識経験者若しくは専門家としての立場から市及び浜松市若者支援地域協議会に指導及び助言を行う者をいう。

(職務)

第3条 アドバイザーの職務は、市の若者支援施策を推進するため、次の各号に掲げる事項の指導及び助言を行うこととする。

- (1) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）（以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づく子ども・若者支援地域協議会の協議事項
- (2) 法第9条第2項の規定に基づく子ども・若者計画策定に関する事項
- (3) その他若者支援に関連する事項

(守秘義務)

第4条 アドバイザーは法第24条の規定にのっとり、秘密保持を遵守しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(依頼)

第5条 アドバイザーは、第2条に規定する者に、市長が依頼する。

2 アドバイザーは、浜松市職員的身分を有しない。

(任期)

第6条 アドバイザーの任期は1年以内とし、再任を妨げない。

(謝礼)

第7条 市長は、アドバイザーに対し、別に定めるところにより、謝礼を支払うものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。